

香芝市告示第 1 1 1 号

香芝市固定資産税納税告知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者への送達が困難なため、地方税法第 20 条の 2 及び香芝市税条例第 18 条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市課税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 7 年 5 月 1 2 日

香芝市長 三橋 和史

送達を受けるべき者

【表略】

課税年度及び納期限

令和 3 年度	随 1 期分納期限 令和 7 年 6 月 1 0 日
令和 4 年度	随 1 期分納期限 令和 7 年 6 月 1 0 日
令和 5 年度	随 1 期分納期限 令和 7 年 6 月 1 0 日
令和 6 年度	第 4 期分納期限 令和 7 年 6 月 1 0 日

(注) 地方税法第 20 条の 2 の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。